



消費生活相談

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

特定商取引法が改正されました ～送り付け商品が直ちに処分可能に～

【事例】

宅配業者が訪問し、代金引換でカニが届いた。家族の誰かが注文したのかと思い、代金1万6000円を支払って冷蔵庫に入れた。

しかし、帰宅した家族全員に尋ねても、誰も注文していないと言う。送り状に書かれた連絡先に電話をしても繋がらない。

注文していないので返品したいが、生鮮食品なのでどう扱えばいいのか分からない。

【ひとことアドバイス】

- コロナ禍で業者に連絡がつかない事象が起きています。センターから根気強く業者に連絡し、注文していないことを伝え返金されました。
- 一方的に送り付けられた商品代金は支払う必要はありません。開封したとしても金銭の支払いは不要です。
- これまで、商品が到着して14日間か、業者に引き取りの請求をした場合は7日間の保管期間がありましたが、法律が改正され、令和3年7月6日以降は直ちに処分することが可能になりました。
- 代金引換でなくても、受け取りは必ず家族に確認し、誰も注文していない場合は受け取りを拒否しましょう。

